

不妊治療費助成事業

津野町では、不妊治療を受けられたご夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療費を助成しています。これまで特定不妊治療助成では、高知県助成制度の上乗せ事業としておりましたが、高知県助成制度利用の有無にかかわらず対象となります。

【対象者】

- ・ 法律上婚姻関係にある夫婦で、津野町に住所を有し、かつ居住している方
- ・ 他の自治体において同一の助成を受けていない方（高知県の助成を除く）
- ・ 町税および公共料金の滞納がない方

【助成内容】

対象治療の自己負担額（高知県の助成がある場合は、その助成額を控除した額）に対し、限度額まで助成します。

一般不妊治療 (年齢制限なし)	特定不妊治療 (43歳未満)	特定不妊治療 (43歳以上)
1年度あたり5万円を限度として通算5年まで助成	1回につき5万円を限度として通算6回まで助成 ※40～43歳未満は通算3回まで	高知県の助成を除いて1回につき10万円を限度として通算3回まで助成

【お問い合わせ先】健康福祉課 ☎55-2151